



令和2年度 熊本県新規就農セミナー & 就農・就業相談会

会場：熊本城ホール 3階会議室

〒860-0805 熊本市中央区桜町3-40 TEL 096-312-3737

入場無料

服装自由

新型コロナウイルス感染防止のため

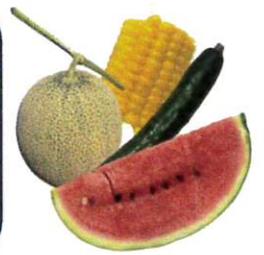
予約制



第1回
7/23 祝
ミニ相談会
(定員10名)
13:30~16:30

第2回
8/27 木
ミニ相談会
(定員10名)
13:30~16:30

第3回
9/12 土
就農・就業相談会
(定員90名)
11:00~16:30



※第1・2回のミニ相談会は「セミナー&相談会」、第3回は「セミナー&就農・就業相談会」です。

セミナー内容

- 第1回「新規就農の手順」について(C-1 中会議室)
- 第2回「新規就農の手順」について(C-1 中会議室)
- 第3回「新規就農者への支援制度」について
農業法人との面談会(A-2 大会議室・C1~C2 中会議室)

各回セミナー後 相談員との面談を行います。



参加お申込み

相談内容欄に
参加希望日
をご記入下さい。

大切なお知らせ 新型コロナウイルス感染症防止のため**事前予約制**です。
(お申込みは QR コードにて。折り返し詳細をご連絡します。)

お問い合わせ先 公益財団法人熊本県農業公社 新規就農支援センター

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁本館10F Mail: center@kuma-farm.jp



Tel.096-385-2679 Fax.096-213-1239

◆主催: 熊本県新規就農支援センター ◆共催: 熊本県 ◆後援: 熊本県農業法人協会 熊本県新規就農支援センター 検索

申し込み先：(公財)熊本県農業公社 江田(こうだ)まで
 申込期日：令和2年(2020年)8月4日(火曜日)まで(必着)
 Mail center@kuma-farm.jp
 FAX 096-213-1239
 (TEL 096-385-2679)

熊本県新規就農セミナー&就農・就業相談会(R2/9/12)

【 出 展 申 込 書 】

出展社名 関係機関名	
代 表 者 名	
住 所	〒
電 話 番 号	
FAX 番 号	
Mail アドレス	
担 当 者 氏 名	部署名
	役職名
	担当者1
	役職名
	担当者2
担当者携帯番号	担当者名 (携帯番号) - -

※出展が決まりましたら、担当よりご連絡させていただきます。



熊農公第 366号
熊農会議第 309号
令和2年(2020年) 7 月 28 日

法人協会会員各位 様

熊本県新規就農支援センター

〔公益財団法人熊本県農業公社〕
〔一般社団法人熊本県農業会議〕

「令和2年度第3回熊本県新規就農セミナー & 就農・就業相談会」の開催に伴う
出展について(依頼)

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、熊本県新規就農支援センターの活動に対して、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、このことにつきまして下記のとおり開催することとしました。

つきましては、当日の就業相談会ブース(出展料無料)への出展を希望される経営体におかれては、別紙「出展申込書」に必要事項をご記入の上、令和2年(2020年)8月4日(火曜日・必着)までに当センター事務局(FAX:096-213-1239又はMail:center@kuma-farm.jp)へご提出頂きますようよろしくお願いいたします。

なお、出展申込者には別途担当者より確認のため電話等をさせて頂くこともあります。また新型コロナウイルス対策により、出展社を先着20社に限定させていただきますので、予めご了承願います。

記

1 日 時 令和2年(2020年)9月12日(土)13:00~17:00まで

2 場 所 「熊本城ホール 3階 大会議室A1~A2」

3 内 容

相談者受付 :12:30~16:30

(1)開会式 :13:00~13:05

(2)セミナー :13:05~14:00

セミナー内容 1. 就農支援制度について(20分)

2. 新規就農希望者に求めるもの(パネルディスカッション)(30分)

3. 質疑応答(5分)

(3)就農・就業相談会 :14:00~17:00

新規就農支援センター・国・県・市町村等行政関係、農業団体、熊本県認定研修機関・農業法人等による就業及び研修受け入れ相談を行ないます。

4 就業相談会ブース出展料について

無料(但し、別途備品など必要な場合は実費経費を負担頂く場合もあります)

5 出展申込期限 令和2年(2020年)8月4日(火)必着(先着順)

6 相談ブース出展条件

(1)熊本県新規就農支援センターのホームページに求人登録していること。

※ 求人登録をしていない場合、出展申込後に別添求人票を提出し登録をして頂きます。

(2)労働基準法・他関係法令を遵守している法人・経営体であること。

①最低賃金に違反していないこと。

②労働保険(雇用保険・労災保険)に加入していること。

③農業法人経営体は、社会保険(健康保険・厚生年金)

(3)農畜産物の生産に係る業務の求人募集をされている経営体であること。

6次産業化として生産・加工・販売を一体的に行う従業員を募集する場合は対象としますが、

「加工・販売業務や出荷業務のみ」に限定した求人募集は出展対象外とさせて頂く場合がありますので
予めご了承願います。

尚、感染症対策の為、出展ブースは2名限定とします

7 新型コロナウイルス感染症対策について(別紙のとおり)